

実施方針 新旧対照表

頁	1	1.1	(1)	1)	①	a	項目等	修正前	修正後
4	1	1.1	(9)	4)	⑤		運営業務	給食調理業務	給食調理業務(注2)
4	1	1.1	(9)	4)	⑥		運営業務	給食配送・回収業務(注2)	給食配送・回収業務(注3)
4	1	1.1	(9)	4)	⑨		運営業務	注2: 市側が別途調達・配送した米飯等の残滓についても計量のうえ、回収すること。	注2: 献立によっては月2回程度(小学校1回、中学校1回)、給食センターで調理した米飯等を各学校へ配送することがある。 注3: 市側が別途調達・配送した米飯等の残滓についても計量のうえ、回収すること。
4	1	1.1	(9)	4)			運営業務	① 提供食数の決定 ② 献立作成業務 ③ 食材調達業務(注3) ④ 検収業務 ⑤ 検食業務 ⑥ 配送校内での配膳 ⑦ 給食費の徴収管理 ⑧ 食育等実施業務 ⑨ 配送校の変更等による食数調整	① 提供食数の決定 ② 献立作成業務 ③ 食材調達業務 ④ 検収業務 ⑤ 検食業務 ⑥ 配送校内での配膳 ⑦ 給食費の徴収管理 ⑧ 食育等実施業務 ⑨ 配送校の変更等による食数調整
4	1	1.1	(9)	4)			運営業務	注3: 献立によっては月に2回程度(小学校1回、中学校1回)、給食センターで調理した米飯等を各学校へ配送することがある。	—
8	2	2.2	(1)				募集及び選定スケジュール	—	平成25年6月下旬 参加表明書の受付締切
8	2	2.2	(1)				募集及び選定スケジュール	平成25年7月中旬 参加表明書、資格審査申請書類、入札書及び事業提案の受付締切	平成25年7月中旬 資格審査申請書類、入札書及び事業提案の受付締切
9	2	2.2	(2)	7)			参加表明書の受付	—	7) 参加表明書の受付 事業提案を提出する入札参加者は、参加表明書を下記の期間に提出すること。 ①受付期間: 平成25年6月下旬頃 ②受付場所: 「8.4」に記載の問い合わせ先(持参に限る) ※参加表明書の提出を行った者に受付番号を通知する。
9	2	2.2	(2)	8)			資格審査申請書類、入札書及び事業提案の受付	7) 参加表明書、資格審査申請書類、入札書及び事業提案の受付 事業提案を提出する入札参加者は、参加表明書、資格審査申請書類、入札書及び関係する書類を下記の期間に提出すること。	8) 資格審査申請書類、入札書及び事業提案の受付 事業提案を提出する入札参加者は、資格審査申請書類、入札書及び関係する書類を下記の期間に提出すること。
21	資料1						第三者賠償リスク	16 事業者の事由による第三者への賠償 17 本市の事由による第三者への賠償	16 事業者の責めに帰すべき事由による第三者への賠償 17 本市の責めに帰すべき事由による第三者への賠償
21	資料1						インフラ供給	25 事業者の事由によるもの 26 本市の事由によるもの (本市が供給元の場合を含む。)	25 事業者の責めに帰すべき事由による 26 本市の責めに帰すべき事由による (本市が供給元の場合を含む。)

頁	1	1.1	(1)	1)	①	a	項目等	修正前	修正後
22	資料1						契約締結リスク	40 本市事由による契約締結の遅延、締結不能 41 事業者事由による契約締結の遅延、締結不能	40 本市の責めに帰すべき事由による契約締結の遅延、締結不能 41 事業者の責めに帰すべき事由による契約締結の遅延、締結不能
22	資料1						工事費リスク	42 本市の提示条件の誤りや本市の指示など、本市の事由による工事費増大	42 本市の提示条件の誤りや本市の指示など、本市の責めに帰すべき事由による工事費増大
22	資料1						完工遅延リスク	43 本市の事由による完工遅延 44 事業者(下請業者を含む。)の事由による完工遅延	43 本市の責めに帰すべき事由による完工遅延 44 事業者(下請業者を含む。)の責めに帰すべき事由による完工遅延
22	資料1						施設損害リスク	45 事業者の事由による施設の損害 46 本市の事由による施設の損害	45 事業者の責めに帰すべき事由による施設の損害 46 本市の責めに帰すべき事由による施設の損害
23	資料1						維持管理・運営費用上昇リスク	48 事業者の計画・見積の誤りなど、事業者の事由による維持管理・運営費用の上昇(物価変動は除く。)	48 事業者の計画・見積の誤りなど、事業者の責めに帰すべき事由による維持管理・運営費用の上昇(物価変動は除く。)
23	資料1						計画変更リスク	50 本市の事由による事業条件の変更	50 本市の責めに帰すべき事由による事業条件の変更
23	資料1						施設損害リスク	51 事業者の事由による施設の損害 52 本市の事由による施設の損害 53 上記以外の第三者等の事由による施設の損害 ※負担方法については、事業契約書で示す。	51 事業者の責めに帰すべき事由による施設の損害 52 本市の責めに帰すべき事由による施設の損害 53 上記以外の第三者等の責めに帰すべき事由による施設の損害 ※負担方法については、事業契約書で示す。